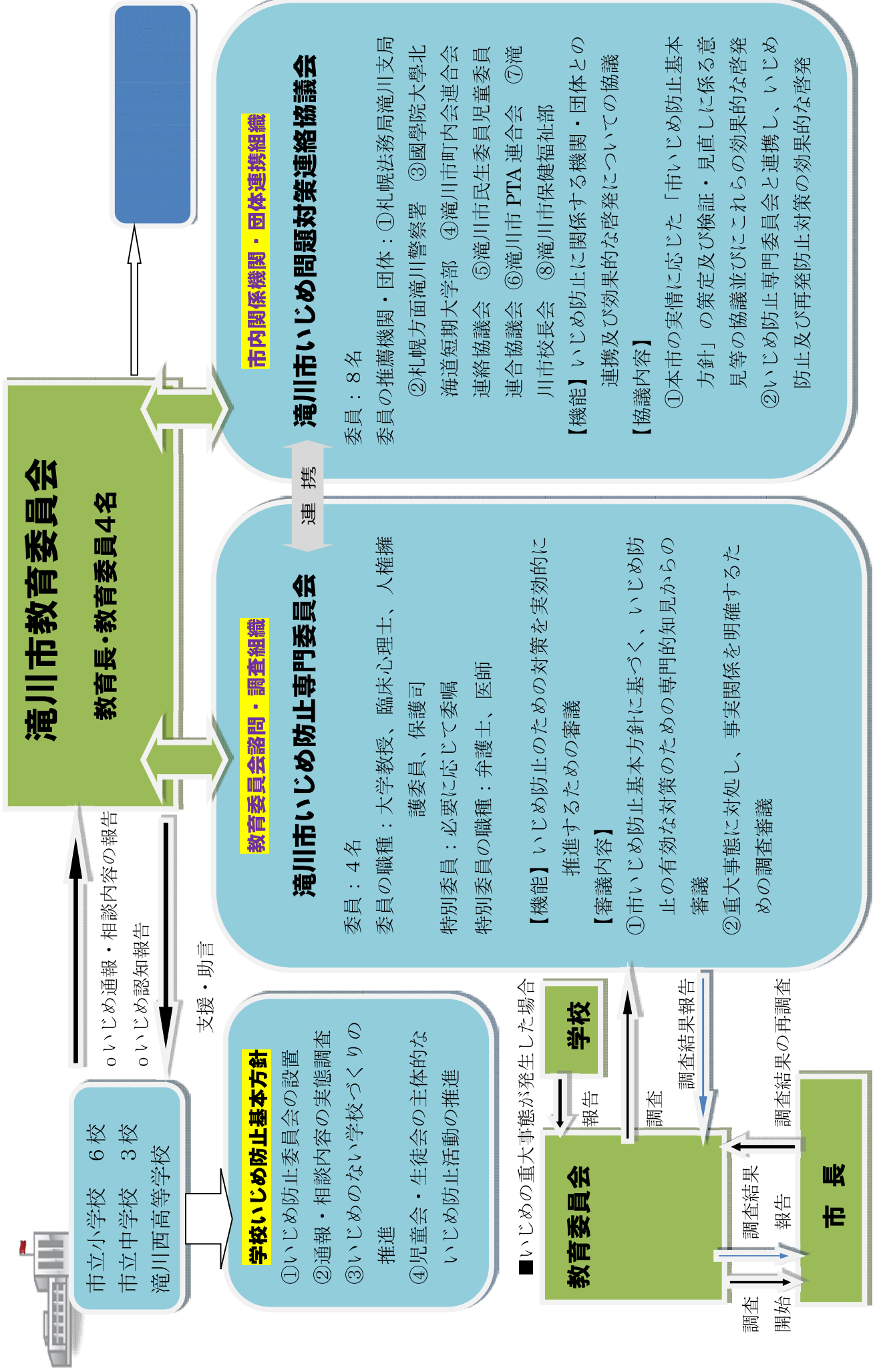


「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」関係組織と役割

教育総務課



(趣旨)

第1条 この規則は、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例（平成26年滝川市条例第10号）第13条第11項の規定に基づき、滝川市いじめ防止専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が行うものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 専門委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第4条 専門委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について規定することを目的とする。

〔平20条例26・一部改正〕

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

2 新たに月額として支給される報酬を受けることとなった者にはその日から報酬を支給する。

3 月額として支給される報酬を受ける者が退職し、又は失職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 月額として支給される報酬を受ける者が死亡したときは、その当月分の報酬の全額を支給する。

5 月額として支給される報酬を受ける者の職務の異動により、報酬の額に変更を生ずる場合におけるその当月分の報酬は、その額が増加することになるときはその事由が生じた日から当該増加差額月額を日割りによって計算した額と従前の月額との合計額とし、その額が減少することになるときはその事由が生じた日から当該減少差額月額を日割りによって計算した額を従前の月額から差し引いた額とする。

6 第2項、第3項又は前項の規定により日割りを要するときは、その月の現日数を基礎として計算する。

〔平15条例5・平22条例5・一部改正〕

（旅行による費用弁償）

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）に定める級別区分2級による額とし、その支給方法等については、同条例の例による。

〔平14条例29・一部改正〕

(会議出席の費用弁償)

第5条 特別職の職員が会議のため招集を受けて出席したとき（監査委員、専門委員及びスポーツ推進委員が職務に従事したとき並びに農業委員会委員が現況証明調査業務に従事したときを含む。以下この条において同じ。）は、会議出席の費用弁償を支給する。ただし、その者の住所又は居所から招集を受けた場所までの距離が2キロメートルに満たない場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、バス料金相当額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市外に居住する特別職の職員が会議のため招集を受けて出席したときは、前条第2項の規定の例により算定した費用弁償の額と前項の規定による費用弁償の額とを比較して、多い方の額を支給する。

〔平 23 条例 22・一部改正〕

別表（第2条第1項、第8条第2項関係）

前各項に掲げるもののほか、法律又は条令に基づき設置された 付属機関の委員等	委員長	日 額	8,600 円
		半日額	4,300 円
	委 員	日 額	6,800 円
		半日額	3,400 円